

令和元年度

大田市財政健全化審査意見書
公営企業会計経営健全化審査意見書

大田市監査委員

監 第 4 4 号

令和2年8月21日

大田市長 楫野弘和様

大田市監査委員 富田正治

大田市監査委員 塩谷裕志

令和元年度大田市財政健全化審査意見及び
公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度大田市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、別紙のとおり意見を付して提出します。

【 目 次 】

第1. 審 査 の 対 象	1
第2. 審 査 の 期 間	1
第3. 審 査 の 概 要	1
第4. 審 査 の 結 果	1
(1) 総 合 意 見	1
(2) 個 別 意 見	2
(3) 是正改善を要する事項	3

令和元年度大田市財政健全化及び 公営企業会計経営健全化審査意見書

第1. 審査の対象

令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2. 審査の期間

令和2年7月27日から令和2年8月21日まで

第3. 審査の概要

この審査に当たっては、大田市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行うとともに、担当者の説明を聴取し審査した。

第4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された以下の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

次に、健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においてはいずれも赤字額はなく、比率算定の要件に該当しなかった。実質公債費比率及び将来負担比率においても、早期健全化基準を下回っている。

また、地方公営企業法適用の2公営企業（水道事業・病院事業）、及び法非適用3特別会計ともに、資金不足額は無い。

以上のことから、概ね適正に財政運営が行われているものと認められる。

財政状況は基金積立額が減少するなど、依然として厳しい状況にあることから、引き続き事務事業の優先度や緊急度を精査するなど、創意工夫をこらした効率的かつ効果的な行財政運営を行われ、より一層の財政健全化に努められたい。

○ 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準	平成30年度	平成30年度 早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	12.93	20.00	-	12.92
② 連結実質赤字比率	-	17.93	30.00	-	17.92
③ 実質公債費比率	13.8	25.0	35.00	13.8	25.0
④ 将来負担比率	105.4	350.0		101.6	350.0

○ 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和元年度	経営健全化基準	財政再生基準	平成30年度
生活排水処理事業	-	20.0		-
農業集落排水事業	-			-
下水道事業	-			-
水道事業	-			-
病院事業	-			-

(2) 個別意見

○健全化判断比率

① 実質赤字比率

普通会計における実質収支額は、386,457千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。なお、黒字額は前年度より72,467千円増加している。

② 連結実質赤字比率

普通会計及びその他7特別会計の実質収支額と2公営企業会計(水道事業・病院事業)における資金不足・剰余額{流動資産-(流動負債-企業債等)}の合計額は、1,304,243千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は、前年度より211,733千円減少している。

内訳としては、普通会計で72,467千円の増加、国民健康保険事業以下7特別会計で52,905千円の減少、及び2公営企業で231,295千円の減少となっている。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、令和元年単年度は13.7% (平成30年度13.5%、平成29年度14.5%)、3ヶ年平均では前年度と変わらず13.8%で、早期健全化基準の25.0%

を下回っている。

なお、単年度比率が前年度を 0.2 ポイント上回った要因は、分子が普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の合計額（標準財政需要額に算入された公債費等及び特定財源充当額を除く）の増加額より、これらに充当される特定財源及び基準財政需要額算入額の増加額の方が大きかったことから、前年度比 0.3%減少し、一方、分母が標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）の減少にともない前年度比 1.3%の減となり、減少幅が大きかったことによる。

④ 将来負担比率

普通会計が将来負担すべき額から、充当可能な財源等を控除した実質的な負担額の標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対する比率は 105.4%（前年度 101.6%）であり、早期健全化基準 350.0%を下回っている。

なお、前年度より 3.8 ポイント増加した主な要因は、分子が普通会計の当該年度の前年度末における地方債現在高及び普通会計以外の会計の地方債の元利償還にあてる普通会計からの繰入見込額などの将来負担額が増加したことなどにより、前年度比 2.5%の増となり、一方分母は、標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）の減少に伴い、前年度比 1.3%の減となったことによる。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、生活排水処理事業、農業集落排水事業においては、いずれも実質収支額は 0 千円と収支の均衡が図られており、下水道事業においては次年度から公営企業法一部適用会計へ移行されるため、3月末で打切決算とされたことから実質収支額が 21,850 千円の黒字となっており、いずれも算定すべき要件に該当しない。

次に、水道事業、病院事業における資金不足・剰余額は、水道事業が 624,277 千円（前年度比較 22,692 千円の減少）で、病院事業は 186,675 千円（前年度比較 208,603 千円の減少）であり、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

なお、法非適用の 3 特別会計に対する一般会計からの繰入金総額は、引き続き増加しているが、基準外繰入金も増加している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はないが、各指標の分析をもとに、その変動要因の解消や現状の把握に努められ、更なる健全な財政運営に取り組まれるよう要望する。